



新潟県報

発行 新潟県

第 29 号

平成26年4月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 683 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 684 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 685 保安林の指定予定（治山課）
- 686 保安林の指定予定（治山課）
- 687 保安林の指定予定（治山課）
- 688 保安林の指定予定（治山課）
- 689 保安林の指定予定（治山課）
- 690 保安林の指定予定（治山課）
- 691 保安林の指定予定（治山課）
- 692 保安林の指定予定（治山課）
- 693 保安林の指定予定（治山課）
- 694 保安林の指定予定（治山課）
- 695 保安林の指定予定（治山課）
- 696 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 697 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 698 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 699 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 700 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 701 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 702 基本測量の終了通知（監理課）
- 703 公共測量の終了通知（監理課）
- 704 公共測量の終了通知（監理課）
- 705 公共測量の終了通知（監理課）
- 706 公共測量の終了通知（監理課）
- 707 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 708 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 709 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 710 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 711 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 712 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 713 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 714 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 715 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 716 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 717 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 知事表彰（秘書課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）

大規模小売店舗の変更(商業振興課)

一般競争入札の実施(文化行政課)

選挙管理委員会告示

12 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)

監査委員公表

監査結果公表(監査委員事務局)

公安委員会告示

38 機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課)

告 示

◎新潟県告示第683号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月26日(月)	午前10時から正午まで	胎内市役所裏車庫棟	胎内市全域
5月27日(火)	午後1時から3時30分まで		
5月28日(水)		胎内市役所黒川庁舎車庫棟	
5月29日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第684号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、聖籠町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月29日(木)	午前10時から正午まで	聖籠町防災倉庫	聖籠町全域
5月30日(金)	午後1時から3時30分まで		
6月2日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで		

及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器
---	--	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第685号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県加茂市大字宮寄上字長瀬1555、1556の3、1556の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第686号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市清水瀬字道上122、125、126、126の1、126の2、127、128、128の子、128の丑、129から135まで、139、字一之上314の4、字台ノ上315

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第687号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町新谷字家ノ前1115の1、1123の2、1123の3、字不動木下3904から3907まで、字竊塚3908の1、3908の乙、3915の1、3916から3940まで、3908の1地先・3919地先・3939地先・3940地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、字経塚5014

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市甲1061から甲1064まで、甲1066、甲1066の1、甲1102から甲1104まで、甲1105の1、甲1106から甲1109まで、甲1111から甲1115まで、甲1117、甲1118、甲1121、甲1123、甲1188の1、甲1188の2、甲1189、甲1189の1、甲1189の3、甲1189の4、甲1190（次の図に示す部分に限る。）、甲1191、甲1192の1（次の図に示す部分に限る。）、甲1192の2、甲1192の3（次の図に示す部分に限る。）、甲1192の4、甲1192の5、甲1193、甲1194、甲1195（次の図に示す部分に限る。）、甲1196、甲1197、甲1199から甲1201まで、大字川治2365から2368まで、2369の3、2372の7、2373の3、2374の2、2380の1、2381、2383、2472

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字大倉午131、午133の1、字上ノ石平午390

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三島郡出雲崎町大字久田字坊山998の1、字合治郎999の1から999の6まで、999の乙

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市中宇雨降田459から461まで、462の1、462の2、464から468まで、468の子、468の丑、469から472まで、472の子、字上桐ノ木473、474の1、474の2、474の子、474の丑、524、525

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市大崎2166の1、2166の3、2167、2167の子、2168から2171まで、2171の子、2172、2173、2175から2184まで、2186から2192まで、2193の子、2194から2197まで、2199、2200、2203、2206から2209まで、2209の子、2210、2210の子、2211、2212、2214から2219まで、2220の1、2221の1、2221の2、2222から2231まで、2231の子、2232から2259まで、2262、2263の1、2263の5、2263の6、2264から2272まで、2275から2283まで、2286から2288まで、2289の1、2289の2、2289の子、2290、2290の子、2299の2、2300、2302の子、2303から2305まで、2307、2308、2310、2311、2314から2355まで、2355の子、2356、2358、2361から2366まで、2369から2373まで、2374の1、2374の2、2375の甲、2375の乙、2376から2380まで、2385、2462、2466の1、2468から2470まで、2472の2、2472の3、2535の1、2536の1、2540、2542、2544、2547、2548、2549の1、2551の1、2553の1、2555の1、2556から2561まで、2563、2564の甲から2564の丁まで、2565、2565の甲、2566、2567、2567の子、2568から2571まで、2597から2599まで、2599の子、2600、2600の子、2601から2605まで、2608から2635まで、2635の1、2635の子、2653の1、2654、2655の1、2656の1、2659の1、2659の2、2660から2662まで、2777、2778、2790から2803まで、2803の子、2803の丑、2804から2810まで、2811の3、2811の4、2813、2813の子、2814、2814の子、2815、2819の1、2819の2、2834、2836から2847まで、2848の1から2848の3、2849から2856まで、2857の1、2857の2、2861の2、2861の5、2895、3602、3604、3605の1、3607、3608の1、3608の3、3818、3818の1、3819、3820、3822、3823の1、3829、3830の1、3833の1、3834の1、3835の1、3837、3838の1、3839の1、3841、3842の1、3842の2、3874の1、3874の2、3875から3884まで、3886、3886の子、3887の2、3888の1、3888の2、3888の6、3889の1、3890から3897まで、3899、3901、3902の1、3903の1、3904から3910まで、3914の1、3916の1、3918、3919、3922、3923の1、3924から3927まで、3929から3931まで、3949、3954、3955、3955の子、3956から3976まで、3977の1、3977の2、3977の4、3977の甲、3977の乙、3978の1、3989、4020から4032まで、4037から4041まで、4043から4049まで、4286の子、4289の5、4290の1、4291の1、4291の2、4295から4297まで、4299、4300、4303から4311まで、4312の1、4313の1、4314から4316まで、4317の1、4317の2、4317の6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第693号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市中字下村90から92まで、109、116から118まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第694号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字たきの下丙449、丙462、丙463の1、丙463の2、丙464、丙465、字ぬけま丙467の子、丙468の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第695号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市村田22、24、524、525、530、532

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第696号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の柿崎土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月18日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事	上越市柿崎区東谷内254番地3	武田 勝利 (理事長)
〃	上越市柿崎区芋島309番地	宮澤 安雄
〃	上越市柿崎区百木796番地	新部 直彦
〃	上越市柿崎区下条748番地1	新部 郁美
〃	上越市柿崎区山谷97番地	長井 幸夫
〃	上越市柿崎区高寺544番地	田中 政廣
〃	上越市柿崎区川田262番地2	蓑輪 秀一
〃	上越市柿崎区坂田新田764番地	上野 勇人
〃	上越市柿崎区下小野1335番地	山崎 邦夫
〃	上越市柿崎区米山寺1024番地	池上 生三
〃	上越市柿崎区上直海1109番地	高橋 賢一
監事	上越市柿崎区岩手571番地	太田 健一
〃	上越市柿崎区荻谷616番地	金子 正一
〃	上越市柿崎区法音寺503番地	二見 大

就任年月日 平成26年4月6日

2 退任

理事	上越市柿崎区東谷内254番地3	武田 勝利 (理事長)
〃	上越市柿崎区川井1162番地	平野 良信
〃	上越市柿崎区岩手571番地	太田 健一
〃	上越市柿崎区角取466番地	原 茂夫
〃	上越市柿崎区芋島309番地	宮澤 安雄
〃	上越市柿崎区川田262番地2	蓑輪 秀一
〃	上越市柿崎区上直海895番地1	田中誠七郎
〃	上越市柿崎区下条748番地1	新部 郁美
〃	上越市柿崎区百木796番地	新部 直彦
〃	上越市柿崎区山谷97番地	長井 幸夫
〃	上越市柿崎区坂田新田809番地1	佐藤 康隆
監事	上越市柿崎区米山寺1024番地	池上 生三
〃	上越市柿崎区江島新田642番地	佐藤 稔
〃	上越市吉川区竹直526番地1	武田 博明

退任年月日 平成26年4月5日

◎新潟県告示第697号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成26年4月3日認可した。

平成26年4月18日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第698号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の中里土地改良区の定款の変更を平成26年4月7日認可した。

平成26年4月18日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第699号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成26年4月9日認可した。

平成26年4月18日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成26年4月7日認可した。

平成26年4月18日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成26年4月10日認可した。

平成26年4月18日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
 - 2 作業期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県内全域
-

◎新潟県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）蔵光「1次」地区 確定測量）
 - 2 作業期間 平成25年7月22日から平成26年3月7日まで
 - 3 作業地域 新発田市 蔵光ほか 地内
-

◎新潟県告示第704号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）加治川「1次」地区 確定測量）
 - 2 作業期間 平成25年7月29日から平成26年3月7日まで
 - 3 作業地域 新発田市 横岡ほか 地内
-

◎新潟県告示第705号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 米倉「1次」地区 確定測量）
 - 2 作業期間 平成25年8月8日から平成26年3月7日まで
 - 3 作業地域 新発田市 米倉、大槻ほか 地内
-

◎新潟県告示第706号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田

地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 山内「1次」地区 確定測量)
 - 2 作業期間 平成25年8月8日から平成26年3月7日まで
 - 3 作業地域 新発田市 山内、中々山ほか 地内
-

◎新潟県告示第707号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類
新潟都市計画区域区分(新潟市決定)
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第708号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類
新潟都市計画用途地域(新潟市決定)
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第709号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 新潟都市計画臨港地区(新潟市決定)
 - ・名称 新潟港東港区臨港地区
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第710号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - ・種類 長岡都市計画公園(長岡市決定)
 - ・名称 2・2・27号高彦根公園
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第711号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画高度地区（長岡市決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画準防火地域（長岡市決定）
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
 - ・名称 上条地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 長岡都市計画土地区画整理事業（長岡市決定）
 - ・名称 上条高畑土地区画整理事業
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第715号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 長岡都市計画道路（長岡市決定）
 - ・名称 3・4・20号上条町前田線
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第716号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)(長岡市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第717号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画用途地域(長岡市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

知事表彰について(公告)

新潟県褒賞規則(昭和59年新潟県規則第67号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 被表彰者
氏名 居住する市区
松田 みどり 長岡市
- 2 該当功績 商工業功績(第2条第5号該当)
- 3 表彰日 平成26年4月3日

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 直江津ショッピングセンタービル
所在地 上越市西本町三丁目153番13外
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
・頸城自動車株式会社
(変更前)代表取締役 大竹 和夫
(変更後)代表取締役社長 山田 知治
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
・頸城自動車株式会社

- (変更前) 上越市西本町三丁目8番57号
(変更後) 上越市石橋二丁目12番52号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂ほか46者
(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂ほか38者
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
・有限会社Kamo
(変更前) 有限会社リーベ
(変更後) 有限会社Kamo
・ほか3者
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・イトーヨーカ堂
(変更前) 代表取締役 井坂 榮
(変更後) 代表取締役社長 亀井 淳
・ほか10者
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・イトーヨーカ堂
(変更前) 東京都千代田区芝公園4-1-4
(変更後) 東京都千代田区二番町8番地8
・ほか5者
- 3 変更年月日
・2(1) 平成25年12月3日
・2(2) 平成16年9月20日
・2(3)(4)(5)(6) 平成25年8月6日
- 4 変更の理由
・2(1)(2) 本店移転及び代表者変更のため。
・2(3)(4)(5)(6) 小売業者変更のため
- 5 届出年月日
平成26年4月3日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年4月18日から平成26年8月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス北城店
所在地 上越市北城町三丁目273番1外
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・ 頸城自動車株式会社
 - (変更前) 代表取締役 大竹 和夫
 - (変更後) 代表取締役社長 山田 知治
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
 - ・ 頸城自動車株式会社
 - (変更前) 上越市西本町三丁目8番57号
 - (変更後) 上越市石橋二丁目12番52号
- 3 変更年月日
 - ・ 2(1) 平成25年12月3日
 - ・ 2(2) 平成16年9月20日
- 4 変更の理由
本店移転及び代表者変更のため。
- 5 届出年月日
平成26年4月3日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年4月18日から平成26年8月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ホームセンタームサシFC柿崎店
所在地 上越市柿崎区川井311外
設置者 有限会社百足屋金物店
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - (変更前) 百足屋ホームセンター
 - (変更後) ホームセンタームサシFC柿崎店
- 3 変更年月日
平成26年4月1日
- 4 変更の理由
アークランドサカモト株式会社のフランチャイズチェーンとして、店舗の名称が正式に決定したため。
- 5 届出年月日
平成26年4月3日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成26年4月18日から平成26年8月18日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成26年度試掘確認調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託等件名

平成26年度試掘確認調査業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約日から平成27年3月31日まで

(4) 業務委託を行う場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225条）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続きを開始した者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをされた者

ウ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 過去3年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務に係る実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

本公告日から平成26年4月22日（火）まで。ただし、本公告日から平成26年4月21日（月）の各日は午前9時から午後5時15分までとし、平成26年4月22日（火）は午前9時から午後3時までとする。

(2) 交付場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化係

電話番号 025-280-5620

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年4月30日（水）午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という）第43条第1号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を本公告日から平成26年4月22日（火）までの午前9時から午後5時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札参加者は入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 誓約書の提出

「暴力団等の排除に関する誓約書」については入札説明書による。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成26年 4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎 3227	ホールA及びB	206.40	平成26年4月10日
		会議室	56.90	
		和室	36.60	
岡方コミュニティセンター	新潟市北区長戸呂 4601	ホール1及び2	156.00	
		和室1及び2	35.30	
		会議室	53.00	
長浦コミュニティセンター	新潟市北区長場 1834-1	多目的ホールA及びB	169.40	
		会議室	50.10	
		講座室	16.50	
		和室1及び2	41.30	
早通コミュニティセンター	新潟市北区早通 37-1	小会議室	25.70	
		学習室	71.20	
		講座室	29.30	

		講堂	181.30	
		和室	93.60	

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月18日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 林 林 一

新潟県監査委員 桜 井 甚 一

新潟県監査委員 田 宮 強 志

普通会計
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	平成26年 3月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	平成26年 1月22日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
佐渡トキ保護センター	平成26年 3月19日	平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	同 上

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	平成26年 3月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
放射線監視センター	平成26年 2月 7日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中央福祉相談センター	平成26年 3月14日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
保健環境科学研究所	平成26年 3月19日	平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	同 上
新発田食肉衛生検査センター	平成26年 1月 7日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上

長岡食肉衛生検査センター	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年11月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年10月31日まで	同 上
精神保健福祉センター	平成26年1月27日	平成24年度	平成24年12月1日から 平成25年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
コロニーにいがた白岩の里	平成26年3月14日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	(指摘事項) コロニーにいがた白岩の里使用料収入について、平成25年12月31日現在、過年度調定分102件3,660,023円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
はまぐみ小児療育センター	平成26年2月13日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
若草寮	平成26年3月5日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	同 上
新潟学園	平成26年1月15日	平成24年度	平成24年11月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年10月31日まで	同 上

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
大阪事務所	平成26年3月17日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所県央技術支援センター	平成26年2月18日	平成24年度	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所中越技術支援センター	平成26年2月17日	平成24年度	平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年11月30日まで	同 上
工業技術総合研究所上越技術支援センター	平成26年2月7日	平成24年度	平成24年12月1日から 平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から 平成25年11月30日まで	同 上

新潟テクノスクール	平成26年 2月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
上越テクノスクール	平成26年 1月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
三条テクノスクール	平成26年 1月31日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
魚沼テクノスクール	平成26年 1月30日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	平成26年 1月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
農業総合研究所作物研究センター	平成26年 1月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
農業総合研究所園芸研究センター	平成26年 2月25日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
農業総合研究所畜産研究センター	平成26年 1月29日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
農業総合研究所食品研究センター	平成26年 3月12日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	適正と認めた。
農業総合研究所佐渡農業技術センター	平成26年 3月 5日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
病害虫防除所	平成26年 1月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
中央家畜保健衛生所	平成26年 2月17日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	適正と認めた。
中央家畜保健衛生所佐渡支所	平成26年 3月 5日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	平成26年 2月20日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中越家畜保健衛生所	平成26年 3月 7日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
上越家畜保健衛生所	平成26年 2月25日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	平成26年 3月17日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
内水面水産試験場	平成26年 3月 7日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
森林研究所	平成26年 3月18日	平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 2月12日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
健康福祉部	平成26年 2月12日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	適正と認めた。

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 2月18日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
県税部	平成26年 2月18日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成26年 3月 7日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(指摘事項) う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の 決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成26年 2月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)に ついて、平成25年11月30日現在、過年度調定分 109件10,088,940円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 3月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
健康福祉部	平成26年 3月13日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成26年 1月29日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 (指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、平成25年11月30日現在、過年度調定分339件4,126,294円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成25年11月30日現在、過年度調定分4件3,940,000円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 3 障害者福祉費負担金収入について、平成25年11月30日現在、過年度調定分62件1,735,000円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成26年 2月10日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 (指摘事項) う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 3月10日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	
健康福祉部	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 (指摘事項) う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 3月 6日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

健康福祉部	平成26年 2月28日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	平成26年 2月12日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
中越教育事務所	平成26年 2月 7日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
下越教育事務所	平成26年 2月18日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
教育センター	平成26年 1月21日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
県立図書館	平成26年 2月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
生涯学習推進センター	平成26年 2月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成26年 3月19日	平成24年度	平成25年 2月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 1月31日まで	同 上
近代美術館	平成26年 2月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
近代美術館 万代島美術館	平成26年 1月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
文書館	平成26年 2月28日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上

新潟高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
新潟中央高等学校	平成26年 2月26日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
新潟南高等学校	平成26年 2月26日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
新潟江南高等学校	平成26年 2月13日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
新潟西高等学校	平成26年 2月21日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
新潟東高等学校	平成26年 2月10日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
新潟工業高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
新潟東工業高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
新潟商業高等学校	平成26年 2月25日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(指摘事項) 100万円を超える教師用指導書購入について、 物品等指名審査会が開催されておらず、また、契 約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
新潟翠江高等学校	平成26年 1月21日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
巻高等学校	平成26年 2月 5日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
巻総合高等学校	平成26年 2月 6日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
西川竹園高等学校	平成26年 2月19日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

豊栄高等学校	平成26年 2月20日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新津高等学校	平成26年 1月22日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
新津工業高等学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
新津南高等学校	平成26年 2月18日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
白根高等学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
五泉高等学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
村松高等学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
西新発田高等学校	平成26年 2月13日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新発田商業高等学校	平成26年 2月 5日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
村上高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
荒川高等学校	平成26年 1月27日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
長岡高等学校	平成26年 2月13日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上

長岡大手高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
長岡向陵高等学校	平成26年 2月27日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
長岡明德高等学校	平成26年 3月 5日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
長岡商業高等学校	平成26年 1月 9日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
三条高等学校	平成26年 2月27日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
三条東高等学校	平成26年 2月 5日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
三条商業高等学校	平成26年 2月19日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(指摘事項) 学校に勤務していた教諭が、平成20年度から24年度にかけて虚偽の請求を行い旅費等を不正に受給していたことが分かった。 このような事態が発生したことは県教育行政への信頼を大きく損なうものであり、きわめて憂慮すべきことである。 出張等の事実関係の確認や私費会計の適正な管理を徹底し、再発防止に努められたい。
分水高等学校	平成26年 1月 9日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
加茂農林高等学校	平成26年 1月22日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 飼育牛の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
小出高等学校	平成26年 1月22日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
六日町高等学校	平成26年 3月18日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
川西高等学校	平成26年 3月12日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上

柏崎常盤高等学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
柏崎総合高等学校	平成26年 1月16日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
柏崎工業高等学校	平成26年 2月10日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
高田高等学校	平成26年 2月24日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
高田北城高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
高田南城高等学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
久比岐高等学校	平成26年 2月26日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
有恒高等学校	平成26年 1月17日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 1 100万円を超える灯油の購入契約について、 契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。 2 テニス防球ネットについて、事前に教育長の 承認を得ず、また、教育財産の用途廃止の手続 を行わず処分していたほか、この処分に係る財 産台帳の変更報告の手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を 行われたい。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
新井高等学校	平成26年 1月17日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
糸魚川高等学校	平成26年 3月19日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	適正と認めた。
海洋高等学校	平成26年 3月 6日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
佐渡高等学校	平成26年 3月 6日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	適正と認めた。
羽茂高等学校	平成26年 3月14日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
相川高等学校	平成26年 3月18日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
佐渡総合高等学校	平成26年 3月14日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
村上中等教育学校	平成26年 3月 5日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
新潟盲学校	平成26年 2月 5日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
新潟聾学校	平成26年 2月28日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
江南高等特別支援学校	平成26年 1月30日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
西蒲高等特別支援学校	平成26年 2月 4日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
吉川高等特別支援学校	平成26年 1月31日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
村上特別支援学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
駒林特別支援学校	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
月ヶ岡特別支援学校	平成26年 2月 7日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
はまなす特別支援学校	平成26年 1月16日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

佐渡特別支援学校	平成26年 3月19日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
東新潟特別支援学校	平成26年 2月18日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上
		平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
はまぐみ特別支援学校	平成26年 3月 3日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
柏崎特別支援学校	平成26年 3月10日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
		平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	平成26年 2月26日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟東警察署	平成26年 1月30日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 収入事務に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
新潟西警察署	平成26年 2月26日	平成24年度	平成25年 1月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
江南警察署	平成26年 3月18日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 証明書発給に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 装備品の管理に関する事項
村上警察署	平成25年12月13日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
胎内警察署	平成26年 3月14日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
新発田警察署	平成25年12月13日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

新潟北警察署	平成26年 3月19日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
津川警察署	平成26年 3月18日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
五泉警察署	平成26年 3月14日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
秋葉警察署	平成26年 1月15日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟南警察署	平成26年 2月13日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
西蒲警察署	平成26年 1月28日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
三条警察署	平成26年 1月21日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
加茂警察署	平成26年 3月12日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
長岡警察署	平成26年 1月29日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
見附警察署	平成26年 1月29日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
与板警察署	平成26年 2月28日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
		平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
小千谷警察署	平成25年12月13日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

小出警察署	平成26年 3月17日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
十日町警察署	平成25年12月11日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
南魚沼警察署	平成26年 2月13日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
柏崎警察署	平成26年 2月 3日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
妙高警察署	平成26年 3月17日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
糸魚川警察署	平成26年 2月20日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 個人情報の紛失に関する事項

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第38号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成26年 4月18日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年 5月20日(火) から平成26年 5月23日(金) までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

2 受講定員

10人

3 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年 5月1日(木) から平成26年 5月2日(金) までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成26年5月13日（火）から平成26年5月14日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）